

不妊治療費助成金の申請について

子どもを望む夫婦に対し、1組の夫婦につき1回、不妊治療に係る費用を助成します。

【助成対象者】

次の要件を全て満たす夫婦

- ・ 申請日に法律上婚姻し、双方または一方が草加市に住民登録している夫婦
- ・ 治療開始日の妻の年齢が35歳未満である夫婦

【助成対象治療】

- ・ 埼玉県不妊治療費助成事業の初回助成の対象となったもの
ただし、次の治療は除きます。
(1) 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施したもの
(2) 採卵したが卵が得られないまたは状態の良い卵が得られないため中止したもの
- ・ 指定医療機関で受けたもの（医療機関は、埼玉県のホームページに掲載）
- ・ 埼玉県不妊治療費助成事業以外の他の助成を埼玉県内で受けていないもの

【助成額】

- ・ 埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定額を除き、10万円を上限として助成（千円未満は切捨て）

申 請

次の書類を提出してください。

【申請書類】① 申請書

※ 草加市保健センターで発行しています。草加市のホームページでダウンロードもできます。

- ② 埼玉県不妊治療費助成事業の初回助成に係る助成金支給決定通知書の写し
- ③ 埼玉県不妊治療費助成事業の初回助成に係る不妊治療実施証明書の写し
- ④ 領収書原本
- ⑤ 診療明細書（医療機関が発行していない場合は不要）
- ⑥ 法律上婚姻している夫婦であることの証明書（夫婦双方が市内在住で同一世帯の場合は不要）
※ 例：戸籍謄本（発行から3か月以内のもの）

【申請場所】草加市保健センター（郵送申請も可）

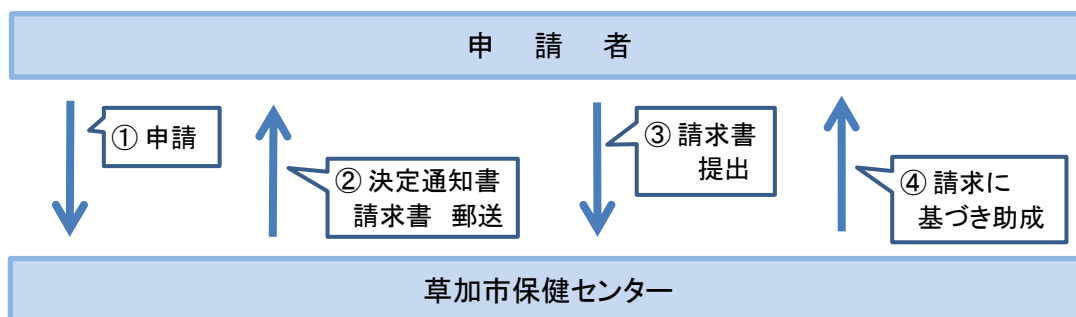
【申請期間】① 治療の終期の属する年度の末日

② 埼玉県不妊治療費助成事業の決定通知書交付日から60日を経過した日

①、②のいずれか遅い日

（郵送の場合は消印有効）

申請の流れ



※ ①の受理から②の発送及び③の受理から④の振込はそれぞれ1か月程度要します。
なお、振込通知書は省略しますので、通帳記帳などご確認ください。